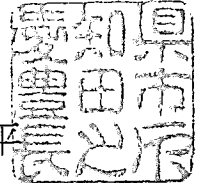


豊環保発 第302号

平成14年10月2日

環境大臣 鈴木 俊一 様

豊田市長 鈴木 公平



豊田市における PCB 廃棄物処理施設の立地について

平成13年4月9日、豊田市は環境省の要請を受け、東海地区の PCB 廃棄物の広域処理施設の立地について検討を行ってきたところです。今回、本市における環境事業団による PCB 処理事業の整備について、下記に示す受入条件の承諾を前提に、事業の具体化に向けた準備に入ることを同意します。

なお、提示した受入条件については、御回答をお願いします。

記

- 1 豊田市における PCB 処理事業に係る受入条件
- 2 要望書（別添）

豊田市における PCB 処理事業に係る受入条件

1 基本的考え方

- (1) 国及び環境事業団は、保管又は使用中の PCB を対象に適正かつ早期に処理を実施すること。
- (2) PCB 処理を適正に推進するため、事業全般について統括して適切な指導等を行うこと。また、環境事業団は、PCB の安全かつ確実な処理を確保するため、収集運搬も視野に入れた一元管理体制を構築すること。
- (3) 安全性の高い化学処理法を採用すること。
- (4) PCB 処理における安全性と環境保全の確保については、確実かつ適正に処理するトータルの処理システムが必要である。作業ミスや災害等の様々なリスクをあらかじめ予想し、総合的な判断を行って、リスクの回避や低減を図る「リスクマネジメント」の考え方を基本においた安全対策及び環境保全対策を講ずること。
- (5) 事業予定地が住居等の近傍に位置することから、特に地域住民への配慮を優先して二重三重の安全対策に配慮すること。
- (6) 収集運搬における運行管理システムの構築や PCB の漏洩、流出の未然防止対策の確立など、安全な収集運搬体制の整備を積極的に行うこと。
- (7) 国及び環境事業団は、PCB 処理に関して積極的な情報提供に努めて十分な説明責任を果たすこと。また、環境事業団は地域で理解される事業を目指して、PCB 処理事業全般に係る情報を統合管理し、その公開に努めることにより、地域住民の理解を増進するためのリスクコミュニケーションを推進すること。
- (8) 処理施設の建設と運営にあたっては、「豊田市 PCB 廃棄物適正処理検討委員会報告」(以下「市委員会報告」)を充分反映させたものとする。

2 具体的な内容

(1) 役割

- ア．PCB 処理に係る事業全般を統括するとともに、環境事業団を責任をもって監督すること。

- イ．環境事業団は、本市の地域特性に充分留意して安全性の確保や環境影響の低減に最大限配慮した施設の設置と運転管理に努めること。
- ウ．事業者によるPCB使用製品の代替機器への早期更新の促進に関して適切な措置を講ずること。
- エ．安全かつ適正な広域収集運搬の体制整備について指導的役割を果たすこと。
- オ．保管事業者のPCBの紛失等による環境への流出は、PCB処理事業の目的を損なうことから、管理者の明確化、罰則などの徹底した紛失防止対策を講ずること。

(2) 処理の安全性確保

- ア．環境事業団は、処理方式の選定にあたって、市委員会報告に基づいて脱塩素化分解法を基本としつつ、その後の最新技術の動向を加味して検討を行い、安全性と環境保全性に充分配慮した処理技術を選択すること。
- イ．環境事業団は、1つの誤動作やミスが事故に直結しないよう多重チェックや安全側に働く措置（フェイルセーフ）と万一の事故やトラブルを最少限に抑える措置（セーフティネット）の考え方を基本に処理施設の安全対策を実施すること。
- ウ．環境事業団は、処理施設の建設に当たっては、地震、水害等について地域の状況を充分考慮して、東海地震も想定した耐震構造の採用など最善の災害対策を講ずること。
- エ．環境事業団は、「豊田市PCB適正処理ガイドライン」を遵守すること。
- オ．環境事業団は、PCBに接触のおそれがある処理工程からの排水及び分析に伴う排水については、一切逢妻男川へ放流しないこと。これらの排水が生じた場合は、必要に応じて処理等を行い卒業基準以下であることを確認した後、廃棄物処理業者に処理委託すること。
- カ．環境事業団は、処理施設からの排気については、必要に応じて活性炭吸着処理等を行い、排気出口で安全を確認するためモニタリングを実施すること。なお、モニタリング測定点の後に万が一の場合の安全対策として活性炭吸着処理設備を設けること。
- キ．環境事業団は、初期運転時には、確実に処理されたことを確認した後に排気、排水及び残さを系外に排出する「バッチ確認体制」を確保するよう努めること。
- ク．環境事業団は、PCB処理事業完了後に敷地や施設等の環境汚染が生じ

ていないことを確認するなど総点検を実施すること。また、汚染が無いことが確認された後に処理施設を解体して撤去すること。

(3) 安全性確保の体制

- ア．環境事業団は、本市との間で「(仮)PCB 処理における安全性及び環境保全性の確保に関する協定」を締結すること。
- イ．環境事業団は、「豊田市 PCB 適正処理ガイドライン」を遵守すること。
- ウ．環境事業団は、PCB 処理事業に係る情報を統合管理する「(仮)PCB 処理情報センター」を設置すること。
- エ．本市は、住民理解を一層図るため、住民監視とリスクコミュニケーションの推進の場として、市民、学識者、愛知県及び本市などで構成する「(仮)安全監視委員会」を設置する予定である。国及び環境事業団は、この安全監視委員会からの要請に責任をもって対応し、その運営に関しても積極的に協力すること。
- オ．(仮)4 県協議会の設置及びその運営について協力すること。(仮)4 県協議会では、主に広域収集運搬計画、安全な収集運搬体制の整備、及び処理事業全般における安全確保などに関する調整を行う。

(4) 収集運搬

- ア．国は、PCB 廃棄物の収集運搬のためのガイドライン（以下、「(仮)PCB 廃棄物の収集運搬に関するガイドライン」）を速やかに策定すること。
- イ．環境事業団は、受入基準を設けて、「(仮)PCB 廃棄物の収集運搬に関するガイドライン」及び「豊田市 PCB 適正処理ガイドライン」を遵守しない収集運搬事業者からの受入れはしないことを徹底すること。

3 その他の条件

- (1) 環境事業団は、市域の PCB 廃棄物を優先して処理すること。次いで愛知県内分を先行処理すること。
- (2) 環境事業団は、市内分の処理が終了する段階で、処理事業全般にわたる中間的な総括を実施すること。
- (3) 国及び環境事業団は、本処理施設において東海 4 県以外の地域の PCB 廃棄物についてその処理を行わないこと。

(4) 環境事業団は、事業の実施にあたっては、地元企業及び市内の技術者を最大限活用するよう努めること。